

日立市監査委員の設置及び事務執行に関する条例等の一部
を改正する条例の制定について

日立市監査委員の設置及び事務執行に関する条例等の一部を改正する
条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和8年3月4日提出

日立市長 小川 春 樹

(提案説明)

地方自治法の改正に伴い、引用条項を改めるため、本条例を制定する
ものであります。

日立市監査委員の設置及び事務執行に関する条例等の一部
を改正する条例

(日立市監査委員の設置及び事務執行に関する条例の一部改正)

第1条 日立市監査委員の設置及び事務執行に関する条例（昭和39年
条例第6号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第
3項」に改める。

(日立市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 日立市水道事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第58
号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第
8項」に改める。

(日立市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 日立市下水道事業の設置等に関する条例（昭和60年条例第
33号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第
8項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。